

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第18回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成17年 3 月 8 日（火） 午後 7 時

場 所 大河内町保健福祉センター
2 階 福祉講習室

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		足立 理秋	町長	出
2号委員 3名		多田 昌	議員	出
		中塚 義之	〃	出
		奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名		高橋 勝洋	学識経験者	出
		竹國 洋子	〃	出
		中山祐美子	〃	出
		井上 秀男	〃	出
		廣納 正	〃	出
		足立 高正	〃	出
		堀口 勝久	〃	出
		尾上 徳美	〃	出
		藤原 鉄也	〃	出
		松原 博興	〃	出
8条委員		前川 清寿	県会議員	欠
		岡本 坦	中播磨県民局長	欠

大河内町選出

区分		氏名	適用	出欠
1号委員		上野 英一	町長	出
2号委員 3名		小寺 義裕	議員	出
		立石 富章	〃	出
		高内 直喜	〃	出
3号委員 10名		岩本 精介	学識経験者	出
		正城眞佐子	〃	出
		上垣 博	〃	出
		藤原 昇	〃	欠
		松山 陽子	〃	出
		藤原 安晴	〃	出
		日和 貞憲	〃	出
		生田 良昭	〃	出
		藤原 博一	〃	出
		立岩三代子	〃	出

神崎町・大河内町合併協議会小委員会委員名簿

第2小委員会（新町建設計画小委員会）

協議会委員関係分

	氏 名	区 分	分 科 会	備 考	出 欠
1	奥 野 恒 夫	第2号委員	総務文教	神崎町	出
2	高 内 直 喜	"	産業建設	大河内町	出
3	井 上 秀 男	第3号委員	民生福祉	神崎町	出
4	岩 本 精 介	"	"	大河内町	出
5	尾 上 徳 美	"	"	神崎町	出
6	上 垣 博	"	産業建設	大河内町	出
7	高 橋 勝 洋	"	総務文教	神崎町	出
8	立 岩 三代子	"	産業建設	大河内町	出
9	日 和 貞 憲	"	民生福祉	大河内町	出
10	中 山 祐美子	"	総務文教	神崎町	出
11	廣 納 正	"	産業建設	神崎町	出
12	藤 原 博 一	"	総務文教	大河内町	出
13	藤 原 鉄 也	"	"	神崎町	出
14	藤 原 安 晴	"	民生福祉	大河内町	出
15	堀 口 勝 久	"	産業建設	神崎町	出
16	松 山 陽 子	"	民生福祉	大河内町	出

町長指名委員関係分

	氏 名	分 科 会	備 考	出 欠
1	児 島 英 雄	総務文教	大河内町	出
2	大 仲 正 記	"	"	出
3	大 谷 郁 雄	産業建設	"	出
4	小 寺 敏 樹	"	"	出
5	山 下 和 彦	総務文教	"	出
6	大 中 康 寛	"	"	出
7	井 上 隆 弘	産業建設	神崎町	出
8	西 畑 強	"	"	欠
9	奥 野 恵 作	"	"	出
10	坂 田 篤 彦	民生福祉	"	出
11	難 波 義 博	"	"	出
12	藤 原 日 順	総務文教	"	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会		
開催日時	平成 1 7 年 3 月 8 日（火） 開会 1 9 時 0 2 分 閉会 2 0 時 0 2 分		
開催場所	大河内町保健福祉センター 2 階 福祉講習室		
議長氏名	小寺義裕		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり		
会 議 事 項	1	報告 報告第 3 6 号 新町建設計画の県協議結果について	2 会議結果
会議の経過		別添のとおり	
会 議 資 料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成 1 7 年 3 月 8 日		署名委員 立 岩 三 代 子 印 竹 國 洋 子 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	こんばんは。 本日、第１８回目の神崎町・大河内町の合併協議会をご案内申し上げます。夜分でお疲れのところ、ほとんどの委員の皆様方にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。 本日の会議につきましては、新町の建設計画が本日兵庫県で開催されました政策会議で承認をいただきました。そういうふうなこともございまして、この新町建設計画に今までかかわっていただいて、立派な政策を作成していただきました新町建設小委員会の皆様方にもご案内を申し上げます。ご説明をする必要があるということで、今回ご出席をいただいております。 それでは、最初に当たりまして、議長の方からごあいさつをいただきます。
小寺（議長）	どうも皆さん、こんばんは。夜分、非常に皆仕事等でお疲れのところ、本日はご苦労さんでございまして。 この合併協議会も昨年の２月１５日に第１回を開催いたしましていよいよ大詰めということで、本日が法定としては多分本日が最後になると思うんですが、第１８回の合併協議会を開催する運びとなりました。ただいま事務局長からもご説明がありましたように、本日につきましては新しい町の新町建設計画についての報告ということでございます。夜間でもございますので、できるだけ早く終了したいというように考えておりますので、皆さんのひとつご協力を特にお願いをいたしまして冒頭のあいさつといたします。ありがとうございました。
内藤（事務局長）	ありがとうございました。
	次に、上野副会長さんからごあいさつをいただきます。
上野（副会長）	皆さん、こんばんは。大変ご苦労さまです。 第１８回合併協議会に、しかも午後７時ということで何かと出にくい時間帯ではありますが、ご出席をいただきましてありがとうございます。また、新町建設小委員会の委員さんにつきましては、連日のご出席ということになっておりますけれども、よろしくお願いをいたします。 また、前川先生の事務所の青木さん、そして県民局の青田課長さんにおかれましても、何かと公務ご多忙のところありがとうございます。 本日の第１８回合併協議会は、その他で今後の合併協議会のあり方についての議題もありますが、実質的には最後の協議会であります。本当に１年間真剣に議論をいただきまして、本日を迎えることができ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長） 小寺（議長）	ましたことに対して、心より御礼を申し上げます。 さて、合併目標期日が１１月７日となりましたが、その新町誕生までに調整しなければならない事務事業が、Ａランクで８０項目、Ｂランクで１４２項目、Ｃランクで６８項目、合計２９０項目あり、またその中には財政状況を見ながら調整をしなければならないものが数多くあります。しかも、その実施に向けての具体的な組織体制の確立が必要となってきます。むしろ、今からが本当の合併議論とも言えるのではないかなあというふうに思います。また、私は本来の合併議論はまちづくりを基本としたものでなければならないというふうに考えておりますけれども、今回の合併議論は国と地方における財政問題からのものであり、合併をすればすべてが解決するあるいはバラ色の合併とはなかなかかなりにくい、合併をしても相当に厳しい財政運営、行政の効率化を実施していかなければならないのではないかなというふうに思います。財政シミュレーションも新町建設計画も常に点検、精査をしながら、新町建設を行っていく必要があると思います。また、広域行政についても解決を図っていかなければならない課題等がまだ残っております。それだけに、これまで以上に委員皆様の格別のご支援とご協力、そしてご指導をいただきたいというふうにお願いを申し上げます。 本日の議題は、事務局長からもありましたように、新町建設計画の県協議結果についてであります。修正を含めて最終計画となっております。また、その他で、合併協定書、協議会、事務局の今後のあり方、合併協定調印式についてでありますので、よろしくお願いをいたします。本日は大変ご苦労さまです。 ありがとうございました。 本日の会議につきましては、先ほどもあいさつの中でございましたように、顧問の前川県議員さんが所用のため欠席されております。 また、県民局からは、遠方のところ青田課長さんに出席をいただいております。 また、合併協議会の委員さんで藤原昇委員さんから欠席の連絡がございました。 また、建設小委員会の委員さんの方では、西畑強委員さんが欠席の旨の連絡を受けておりますので、ここに報告を申し上げます。 それでは、議長、議事進行をよろしくお願いいたします。 それでは、本日提出をされております会議次第によって進めてまいります。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	本日の出席委員は、２８名中２７名の委員さんにご出席をいただいておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたします。 なお、冒頭説明のありました新町建設の小委員会の委員さんにつきましては、規約第１１条に、会長は必要に応じ関係者を出席させ、説明、または助言を求めることができると定めておりますので、出席をいただいておりますが、採決には加わることはできませんので、申し添えておきます。本日は、特に採決案件はございませんので、特に問題はないと思います。 それでは、ただいまから第１８回神崎町・大河内町合併協議会を開催いたします。 本日の会議録署名委員に立岩三代子委員、竹國洋子委員をそれぞれご指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。 それでは、議題に従いまして進めてまいります。 なお、発言の際は町名とお名前をお願いいたします。 今回は、報告事項１件が提出されております。 報告第３６号新町建設計画の県協議結果について、事務局の説明をお願いいたします。 浅田次長。 それでは、私の方から、本日県の方から協議結果が参りました部分についてご説明させていただきたいと思います。 なお、後ほど吉岡主幹の方から詳細につきましてはご説明をさせていただきたいというふうに思っております。 説明の前に、１点、本日たくさんの資料でございますので、資料の漏れがないかご確認をさせていただきたいと思います。 まず、レジュメがございまして、それから次に写しという判こを押した１枚もので神崎町・大河内町の合併に係る新町まちづくり計画という県からの回答書、それから新町建設計画、あわせまして、その正誤票、それから資料２といたしまして、これまで合併協議会で協議をいただきました項目の合併協定書、資料３といたしまして、合併協議会及び事務局の今後のあり方についてと、それから最後に資料４ということで、３月１１日の合併協定調印式の次第、それと合併協並びに建設計画小委員の皆様方には、３月１１日の席順ということでＡ３の大きなものを１枚お配りさせていただいております。全員ございますでしょうか。 それでは、私の方から、本日県の政策会議の方でご承認をいただき

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
吉岡（事務局）	ました新町建設計画の回答につきまして、ご説明申し上げます。 これまで新町建設計画につきましては、ここに書いてございますように、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法と略しておりますけれども、この第5条第3項の規定に基づきまして、平成17年2月28日付で神崎・大河内合併第75号で申請をし、協議をいただきました。本日知事さんを初めとする県の政策会議におきまして、神崎町・大河内町の新町建設計画につきましての協議について異議ありませんという回答をいただきました。 この中で、法律第5条第3項といいますものが、合併協議会は市町村の建設計画を策定し、または変更をする場合には、あらかじめ合併関係の市町村を包括する都道府県の知事に協議をしなければならないという法律条文がございまして、それに基づきまして私ども2月28日に県の方に協議申請をさせていただき、本日県の政策会議の方で承認をいただきましたというところでございます。 私の方からは以上で、あと本文の詳細な部分につきましては、吉岡主幹の方より説明をさせていただきます。 どうも失礼をいたします。合併協議会の吉岡と申します。よろしくお願いします。 本日はどうも夜分ご苦労さんでございます。特に、第2小委員会の皆さんにつきましては、連日ありがとうございます。ご苦労さまです。 それでは、私の方から詳細部分についてご説明を申し上げたいというふうに思います。 お手元に、A4判の正誤票、神崎町・大河内町新町建設計画正誤票というものをお渡しをしております。それを参照していただいて、変更のあった分だけお話をしたいというふうに思います。 実は、新町建設計画は、10月15日、第12回合併協議会で承認をいただきました。そして、それ以降両町での集落別説明会あるいは兵庫県からの意見照会に対する回答、そして事務局での点検ということで、若干の修正をさせていただいてます。本筋では特に変わったところはございませんが、一部修正をさせていただいております。その点につきましては、最後の第2小委員会、10月8日、第10回第2小委員会の方で若干の修正については事務局にお任せを願うということでご了承いただいております。 そして、本日は製本がまだ間に合っておりませんので、事務局の方で準備をした印刷物でお渡しをさせていただいております。製本が終

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	わりましたら、必ず皆様にお届けをするというふうにさせていただきます。 それで、なお小さな極修正等は省略させて説明をさせていただきます。 そしたら、まず３ページ開けていただいて、新町の沿革というところでございますが、その１行目に先土器時代とあったものを約１万年以前の旧石器時代ということで、より正確な表現に改めるということで、「先土器時代」を「旧石器時代」というふうにさせていただきます。 次に、１３ページ、飛ばしていただいて１３ページに参ります。１３ページのところで、きらきら館があつてうぐいす荘があつて、施設ですね。その次に、さくら介護センターということで、実はこれを事務局で点検しておったときに、こういった施設を見逃しておったということで追加をさせていただきます。 次に、１６ページに行ってください、公営住宅、上下水道、ごみ処理の部分でございますが、ここの上下水道施設の整備状況並びに下水道施設整備状況、ここの数値を従前は平成１５年３月３１としておりました。それを、最新の情報に変えるということで、平成１６年３月３１の数値に変更を事務局の方でさせていただきます。これ数値が最新に変わったということでございます。 次に、２５ページになるんですけども、２５ページの 観光資源の魅力化や連携による交流の促進、これが一番頭に来ているページでございます。そこの１８行目のところで、「社会とのつながりや生きがいの喪失は、寝たきりや認知症高齢者の増加にもつながっています」というふうにしています。これ従前は、「認知症高齢者」のところを「痴呆高齢者」ということで記載をしておったんですが、厚労省の方、厚生労働省、こちらの方で行政用語としては１２月２４日、去年の１２月２４日付で認知症ということで通達が参っておりますので、それに倣って「痴呆」という言葉は改めて「認知症」というふうに変えさせていただきます。 そして、裏側、両面印刷なってますから、裏側２ページです。 ３３ページです。ハートがふれあう住民自治のまちのところのまちづくりの将来像のことなんですが、ここの真ん中ほどから、「新町は、人権尊重を基本に人間が輝くまちでありたい」、このくだりでございます。従前は、このセンテンス、何々何丸という言い切り型、これをせずにだらだらと最後の方まで文章つながっておりましたから、

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ここに正しい方に載せてますように、丸を入れてセンテンスを区切ったということでございます。 次に、ずっと飛ばしていただいて、４５ページから主要施策という項目になっておるんですけども、そこで主要施策、町事業は何々ですよというふうに括弧で区分分けをしています。例えば、４６ページで言いますと、地域でのふれあい活動の推進という中で、主要施策の町事業は何かということで、主な事業、取り組みは、子供たちの安全確保、事業、取り組みの内容は、子供たちが安心して通学、生活するための云々というふうにこういうふうに書いておるわけですが、ここで県の方から指摘を受けまして、町事業と県事業に分けてあげなさいよという指摘を受けました。これは、建設計画を作る際には、主要施策につきましては県事業と町事業に分けるというふうになってございましたので、最初町事業一本で、分けなくて町事業で一本で出しておりましたから、これを区分分けをしたということでございます。 次に、ずっと飛ばしていただいて、５１ページの主要施策、町事業で主な事業、取り組みで、身近な道路網・鉄道等の整備推進ということで、これは実は１１月の集落説明会のときに住民の方から、播但線の寺前駅以北の電化促進ということを是非上げてほしいんだという指摘を受けまして、こちらはその検討を事務局で十分していなかったということで、集落周りの声を拾いまして、要求を聞かせていただいて上げさせていただいたところでございます。 そして、同じくその５１ページの上側です。地籍調査の推進ということで、これを新たに入れさせていただいて、地籍未了分の早急な解消ということで、これも兵庫県の方から、基盤整備の推進ということをやっているのだから、地籍調査の推進というようなことを入れるべきではないのかという、そういうやりとりがありまして、後で追加で入れさせていただいたところでございます。 済みません、最後に５２ページめくっていただいて、生涯学習、芸術文化活動の促進の表に新たな項目を設定ということで、地域学習の機会充実の欄です。この次の次に、人権教育啓発の推進ということで、事業、取り組みの内容は人権意識を高めるための学習会、親しみやすく参加しやすいイベントの実施、日常生活の中で人権尊重の生き方を培うための地域リーダーづくりということで、これは事務局でも検討もしましたし、そして幹事会の方でも人権教育という項を、これは設定するべきではないのかという議論を踏まえまして、事務局の方でこれを新たに追加をさせていただいたところでございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	以上が事務局サイドの方で１０月８日、そして１０月１２日以降に変更をした大まかなことでございます。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま吉岡主幹の方から報告がありました新町建設計画、初めの部分から変更になった部分等について説明があったわけです。 ということで、特にこれにつきましては、新町建設小委員会の委員さんのもとに昨年の３月から１０月にかけて計１０回の会議を重ねていただいて、その後事務局と県との間でいろいろやりとりをされて、今説明がありましたような計画書にでき上がっております。ということで、本日午前中に開催をされました県の政策会議で承認されたわけでございますけれども、この報告第３６号新町建設計画の県協議結果を受けては終わりでございます。 ということで、もし何か委員さんの方からご質問等がありましたら、お受けをいたしたいと思いますが。
上野（副会長）	はい、上野副会長、どうぞ。 ないようですので、私も今日初めてこれ見ましたんで、少し事務局にお尋ねをしたいと思います。 といいますのは、主要施策で町事業、県事業に分類をされとんですが、５７ページの部分、主要施策の町事業のところ、実施になれば栗・大山トンネルとか上小田・一宮町染河内トンネルとか姫路大河内線トンネル構想とか、こういうものが県事業なり国事業というふうになると思うんですが、今回ここは町事業として主要施策として上がっておるんですけれども、これを見て解釈するのは、国、県について働きかけをしていくということにとらえたらいいんかなというふうに思ったんですが、それでよろしいですか。
浅田（事務局）	はい、全くそのとおりでございます。あくまでも、これからそういう構想に向けての町としてまず基礎固めをして、要望を重ねて県、国の方に申し上げていくというところでの記載でございます。
小寺（議長）	ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	特にないようでございますので、報告第３６号新町建設計画の県協議結果につきましては、これで終わりたいと思います。 次に、その他で３点上がっておりますので、一つずつひとつお願いをいたします。 まず、合併協定書についてということで、浅田次長、お願いいたし

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	ます。 それでは、まずその他の１点目、合併協定書につきましてご説明申し上げます。 資料の２ということで皆様方に配付をさせていただいております。これにつきましては、来る３月１１日の調印式の際に、合併協議会の会長以下各委員さんに署名を行っていただくわけなんですけれども、これまで昨年の２月１５日第１回から前回の第１７回合併協議会まで協議として提案をさせていただき、それぞれ方針を出していただいた項目をこちらの方に原文どおり、調整方針どおり原文を記載させていただいたものを合併協定書として本日配付をさせていただいております。 その中で、一部大変申しわけございませんが、１７ページの２４－１２上・下水事業のところでございます。左に番号打っております２のところ、４カ所クエスションのマークが入っておりまして、ここに立方メートルをご記入いただきたいというふうに思います。１７ページ、２４－１２上・下水事業の２、基本水量はというところと超過料金はというところ、それから下におりまして臨時的使用料は大河内町の例により１０というところと超過料金はというところで大変申しわけございません。これを訂正をいただきたいというふうに思います。 これは、合併協議会の中でこれまで調整方針を出していただいたものを、先ほど申し上げましたように、まとめ上げたものでございます。そして、１１日の日にこれらを一つの冊子にして調印式に臨んでいただくわけですけれども、後ろ２２ページの方を少しお開きいただきたいと思います。 全体の中で、これまで合併協議会の中で上野町長が冒頭に申されましたように、まだこれからたくさんの調整をしなければいけない項目が残っておるわけですけれども、そういったところも含めながら、法律に基づき合併に関する協議が調いましたのでということで、ここに署名調印するということで、３月１１日に神崎町長、大河内町長、そして立会人といまして兵庫県、ここは副知事という資料になっておりますけれども、知事さんが当日は見えられるということになってございます。それと、あとは委員さん、ずっと順番にこちらの方に神崎、大河内の委員さん、現在の席順にご署名をいただくというところでございます。したがって、この合併協定書につきましては、後ほどまた調印式の方でご説明申し上げますけれども、これまで１７回

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	合併協議会で協議をいただきましたものをこちらの方に列記をさせていただいております。 以上でございます。 ただいまの説明のありました合併協定書関係につきまして、何かございましたらお受けをいたしたいと思いますが、何かございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ないようでございますので、次の２点目の合併協議会及び事務局の今後のあり方につきまして、事務局お願いをいたします。 浅田次長。
浅田（事務局）	それでは、続きまして資料３ということで、合併協議会及び事務局の今後のあり方ということにつきましてご説明申し上げ、各委員さんのご意見を賜りたいというふうに思います。 皆様方もご存じのように、合併協議会、法律に基づきまして昨年２月３日、両町の議会におきまして可決をいただき、２月４日に設置をいたして今日に至っております。この協議会につきましては、ここに書いてございますように、通例こういった合併協定が調い、そして調印を行い、県の方に廃置分合といういわゆる旧町が廃止になり新しい市や町になる場合に、そういう手続が終われば合併協議会是一个の任務を終えるといった中で、廃止という手続になるわけでございます。しかしながら、先ほどもご説明申し上げましたように、それぞれの項目におきましても、多くの項目で新町発足までに調整する、新町発足後調整するといったような、どうしても合併協議会の中でそれまでの会議の中で解決できない問題が山積をいたしておるのが当合併協議会におきましても現状でございます。 そういった中で、他の合併協議会の事例も少し列記をさせていただいておりますけれども、合併協議会そのものを存続をさせ、あわせて事務局も合併の前日まで存続をさせておるケースも多々ございます。そういったところから、当協議会におきましても、委員さんの方から合併協議のいろんな項目を調整する中で、特に新町発足までに調整する、そういった項目が多数ある、我々解散した後はどうなるんだと、この報告事項についてどういうふうに知らせてもらえるんだといった意見が数回出たように記憶をいたしております。そういった中で、先進的な事例を参考にさせていただきながら、例えばこの北のお隣の朝来郡４町では、この４月１日、来月１日に朝来市になるわけでございますけれども、調印後合併協議会は存続をさせ、２カ月に１回程度、それまでたくさん課題として残っておりまして新町発足までに調整す

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	る、そういった項目の報告会をされております。当然、合併協議会だよりもそういったところで随時発行されておりますので、そういったところも参考にしながら、事務局は一部本協議会でも事務局規程といったものを定めていただいておりますけれども、改正をし、合併準備室といった形で存続をされておるところでございます。 申しわけございません。その先進事例のところ、生野町が2つになっております。一番前が朝来町でございます。 それから、北但、また京都の方の京丹後市、こういったところでも、それぞれの首長さん、市長さん、町長さんの協議によるものとか、合併協議会の規約を運用いたしまして、合併の期日の前日まで存続をさせたりしておるところでございます。 こういったところから、これは事務局の案という形になるんですけれども、2ページの方で当協議会も規約の中で事務局、また補則といった条文がございます。こういったところで、これはあくまでも事務局の案でございますけれども、合併協議会は平成17年10月末まで存続をさせ、調整項目等の報告を行っていくといった形で存続をしていけばどうかというところでございます。 あわせて、合併協議会だよりもそういう形で、今は月に1度ですけれども、そういう開催をしたときに臨時的に発行すればどうだというところでございます。 また、事務局につきましては、協議会と同様に存続をさせていき、新町発足までのさまざまな業務がございますので、そういったものを遂行してまいるというところでございます。その事務局の名称については、そのまま現存のままいくのか、また合併推進室とか準備室とか、いろんな呼び方があるんですけれども、そのあたりにつきましては少し検討が必要かなというふうに考えております。 経費につきましては、合併協議会を解散しない場合は、そのまま現存の予算を繰り越して継続をさせていくといったところでございますので、本日その他ということで、この合併協議会のまず存続、事務局のあり方、そういったところにつきまして、委員各位のご意見を賜りたいというふうに考えておるところでございます。 そして、右の3ページ以降につきましては、当協議会の事務局規程といったところをつけさせていただいております。こちらの方の第2条所掌事務とあるんですけれども、こちらの方に協議会の関係の会議、資料作成、広報、庶務とあるんですけれども、こちらの方に合併の準備に関することといったことなども規定を一部改正してやってい

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	くことも可能でございますので、そのあたり各委員各位のご意見をひとついただきたいというふうに思います。 以上でございます。 どうもありがとうございました。 ただいま説明がございましたように、当合併協議会では新町までに調整するというような項目がたくさんございます。冒頭にも上野副会長からも発言がありましたように、非常に多く調整項目というのが残っておるということでございまして、今後については特に行政サイドで早急に詰めていただくというようなこと、またその調整結果を合併協議会の方々にも報告を受け、確認をしていく必要があるんじゃないかと私も思っております。 実は、先日私の大河内議会で、委員長ばかりだったんですけども、和田山町の方に合併協議会に研修に行ってきました。ということで、ただいま浅田次長がちょっと発言がありましたように、合併協議会で県へ申請後の合併協議会のあり方等について、どういう取り組みをされておられるかということのをいろいろと聞かせていただいたんですが、今も説明がありましたように、隣の4町につきましては、現在の合併協議会の事務局の規程をちょっと改正をしまして、そのまま合併協議会を残しておられます。そして、全職員がそのまま残って対応されてるということで、話を聞きますと、合併協議会のときに資料を作るよりも県に申請後ということで、それ以後の調整をする段階から市に移行する段階においての業務の方が非常に大変だと。大河内、神崎さんの合併協議会の職員さんは何名ですかというような発言もありまして、私とこが6名から7名で今やっておると言いますと、4町も2町も一緒ですよ。7名でできるんですかというような発言がやっぱりありました。 非常に今からの事務の方が大変だということで、なかなか調整というのはなかなか難しいというような発言がありましたので、そこから見ますと、やはり事務局が言いましたような合併協議会というのも存続をしていただいて、せっかく合併協議会の委員さんが一生懸命になって、この合併協定書の中にありますように、調整をするということを決定をしてもらったんですけども、やはり最後には調整をする中身についてやはり報告を受けていただかんと、最終的にどういうことになったのかというのが委員さんにも理解ができないと思うんです。そうなりますと、やはり何とか合併協議会を存続して、事務調整ができた段階で順次報告をしていただくというのが私はいいいんじゃないかと

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
岩本委員	いうように思うんですけども。 特に各委員さん方の中でいろいろご意見がありましたら、お聞かせを願いたいと思いますので、ひとつよろしく願いたいと思います。 ご意見がありましたらどうぞ。 岩本委員、どうぞ。 大河内の岩本です。 私は、事務局案に賛成します。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。
奥野委員	奥野委員、どうぞ。 神崎町の奥野です。
小寺（議長）	前回、１７回の折やったと思うんですけども、これで最終でしょうかという確認をしたわけなんです。今の話聞きますと、必要性があるというふうに思うんですが、法定合併協議会というものを解散一たんして、あと準備室か協議会かという格好で残るんでしょうか、その辺ちょっと確認をいたします。
浅田（事務局）	浅田次長。
小寺（議長）	この北の朝来郡、それから丹波の方の丹波市になりました旧氷上郡の方、こちらの方はそのまま法定の合併協議会を残し、協議することは、もう既に３月３１日までに県に申請をし、国の方に来ますので、協議して変更することはできませんが、特に昨年のように法律が改正されたりとか、そういったことで制度が変わるといった部分については、これは協議というよりもむしろ制度が変わってしまいますので、変更になりますよということとあわせてあとは各それぞれ分野で協議をしていただいて、新町発足までに調整する項目は、例えば福祉分野、教育分野、こういう課題がありまして、この部分につきましてはこういう方針を出しましたという報告会をきちっとされておりますので、当協議会におきましても、同様の形で法定協議会として残していただいて、これまで以上のような協議会というものは開催はいたしませんけれども、２カ月とかそういったレベルである程度調整項目が固まれば報告をしてまいりたいというところでございます。
奥野委員	奥野委員、どうぞ。
小寺（議長）	一応内容はわかりましたので、私は今の案に賛成をいたします。 ほかにございませんか。
足立委員	足立委員、どうぞ。
	神崎町の足立ですけど、全くの報告会ということですか。その調整で、もし何か不都合があるん違うんというようなことになった場合

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 浅田（事務局）	は、変更はなしということですか。 浅田次長。 基本的に調整方針といいますか、例えば消防関係につきましても、財産の問題を含めて大きな相違がございますように、それらについては新町発足までに消防の審議会を設置して検討するという方針を出しておりますので、そういった中で神崎町には既にそういう審議会ができておりますので、大河内につきましても現在協議しております平成 17 年度予算の中に、消防審議会の委員さん報酬といったものを組み入れて、4 月以降、その委員会を設置して、新町発足までに協議をいただいて、その部分で調整方針を出し、報告をさせていただくという形になるかと思います。基本的に、また今までのように一つの項目を出して金額とか単価とかいろんなものが出てまいるものについて、金額を定めるといった部分については変更はできないというふうに思っております。
小寺（議長） 立石委員	ほかにございませんか。 立石委員、どうぞ。 大河内の立石です。 今までご意見出てますように、私もやっぱり協議会というのは法的根拠というか位置づけがなくなった協議会であったとしても、やっぱり先進地がとってるように、協議会は残して、いろいろと 30 人近くお世話になった方々が合併までに協定というんか調整できることを、こういうふうになりましたよというのをお知らせをして、関心を持っていくという意味から、是非やっぱり残してほしいなと。ただ、それが頻繁な開催は恐らく無理だと思いますし、現実には朝来 4 町なんかは 2 カ月に 1 遍程度開催したっていうふうに話を聞いております。 そんなことなんです、この際ひとつこれからの作業にどうしても委員として皆さんに要望しておきたいことが 1 点ございます。それは何かと言いますと、これはむしろ協定書の前の段階のところで述べた方がよかったんかもしれないんですが、今のところ調整の方針というのを決めて、それに基づいてこの協定書ができ上がっております。中には、具体的なものまでもう決まって上げておる内容になっとなんですが、実は本当はこれからが合併するまでに是非しなければならん問題、合併してから早急に調整しなければならない問題、こういったことがたくさんあるわけなんです。したがって、私どもが考えるのは、やはりこの調整をするのは旧町、大河内町、神崎町の物によっては綱引きばかりしてもろたら困るぞっていう思いが 1 つあります。やはり、町が

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	1本になるとするならば、なめらかな方向で、神崎町の住民にも大河内町の住民にも、でこぼこあったとしても、そこはひとつ縦横斜め、これからその作業に当たっていただくのは、我々と違って行政事務のプロが、それも頭のさえた連中が寄って検討するんですから、そこらはかっちりと詰めてほしいなと。もうこんな言い方大変失礼なんです、いいかげんなところで妥協しながら作業だけ進めていこうという姿勢はやめてほしいと思う。 それと、現在の2人の町長さんは明らかにその町のトップとして政治家でございます。あとの役場の職員の管理職の皆さんはあくまでも事務方のプロでございますので、そこらうまく理解し合いながら、いい協定を結んでほしい、物を作り上げてほしい、これだけはひとつ何が何でもやってほしい。そのためには、先般視察研修に行っていました朝来町の事務局が言うてました。もうこんなもん何ぼ時間があっても足らんのやと。そやかいに、これからの作業というのは何一つとっても一日も早く前倒し前倒しぐらいな気分でふんどしを締めてやってもらわんと時間足りまへんでっていうことを言うてました。そんなことをあれやこれや思い合わせるときに、専門部会、いわゆる幹事会、大変しんどい仕事がたくさんあると思いますけど、ここらはひとつ将来のために、大河内5,000人、神崎8,000人の住民のために、ここはもう一踏ん張りやってもろて、我々が報告受ける段階では、ああようやったなというような結果が出るように大いに期待しておりますので、両町長、そこら腹に据えてひとつこれから数カ月間頑張っていただかと、これだけ大勢寄った委員さんが皆期待しておりますから、その点だけよくお願いをいたしておきます。ほか何にもありません。
小寺（議長）	どうもありがとうございました。
	ほかにございますか。
	副議長、どうぞ。
多田（副議長）	神崎町の多田です。
	私、基本的にはこの事務局案でいいと思います。事務局という名称でなしに、やはり合併準備室とかという名称でやっていただいたらなと。経緯につきましても、それぞれの流れのなかで、今議長の方からも説明ありましたように、合併の準備期間これが大変になっていくんじゃないかなあということで事務局は存続してもらうことでお願いしたいと思います。 以上でございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	どうもありがとうございました。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご意見のある方の発言の中には、事務局が一応事務局案ということで書いてありますように、今後についても一応合併協議会を存続をしていくということで、調整方針等について決定をしますと皆さんにご報告をするというような考え方でおりますので、一応皆さんのご意見というのを今事務局も一生懸命書いておりますので、そのご意見等を参考にいたしまして、今聞きますと、あとは一応町長会議等でもう一度検討していただいて、最終的に決まりましたら皆さんにご報告をしたいというように事務局の方が発言をしておりますので、合併協議会については存続の方向で検討していきたいということでございますので、これにつきましてはこれでひとつ終わりたいと思います。 次に、合併協定調印式について事務局、お願いをいたします。 浅田次長。
浅田（事務局）	それでは、資料４ということでお手元に３月１１日金曜日の合併協定の調印式の次第をつけさせていただいております。 まず、流れといたしましては、開式がございまして、来賓紹介、そして経過報告、そして４点目に前回の合併協でもご説明申し上げましたように、新町名、名づけ親の１７名の方の感謝を申し上げたいというところでございます。 そして、合併協定の調印ということで、４項目、まず合併協定項目の基本的な５項目、対等合併、合併の期日、名称、財産、そういったものの基本的な項目のご説明をさせていただき、神崎、大河内の両町長にまず署名、調印をいただきます。 そして、立会人の署名というふうに書いておりますけれども、大変申しわけございません。当日、私ども当初は藤本副知事さんのご出席ということでこの期日、時間、そういったものを調整させていただいておりました。ところが、昨日兵庫県井戸知事が直接参りたいというふうなところで、その時間的なものが１０時３０分から許せる時間が１１時４０分ということで、私どもは当初２時間少しかかるなど、お昼少しかかるなどという予定をしておったんですけれども、この一番小さな合併の調印式に知事みずから来られると、こういう重要なことについては、最大限尊重して知事さんの時間の調整に合わせたいという思いがございますので、この合併協の委員さんの皆様方については、壇上の方にお二人ずつお上がりいただいて署名調印をいただく予

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	定をいたしておりました。その時間が約２０分から３０分という時間をとっておったんですけれども、知事さんの時間の都合上で、大変恐縮なんですけれども、この閉式といいますか、知事さんの来賓祝辞等が終わった後に署名をいただきたいのと、大変勝手な、大変申しわけないお願いですけれども、ひとつ本日よろしくご了解を賜りたいというふうに思うところでございます。 そして、町長の署名をいただき、両町の議長、それから特別委員長までは壇上にいらっしゃいますので、ご署名をいただき、立会人として井戸知事に署名をいただき、協定書をお渡しいただくという格好にしていきたいと思いますというように考えております。 その後、主催者を代表いたしまして、当協議会会長、副会長、そして議長の３名にごあいさつをいただき、その後來賓祝辞ということで、知事、国会議員、そして前川県会議員の３名の方に祝辞を賜りたいというふうに考えておるところでございます。 この後、一たん閉じまして、合併協の委員さんに署名をいただき、写真撮影をしたいというふうに考えております。大変、本当に時間的には厳しい時間で申しわけなく思うんですけれども、ひとつよろしくご理解を賜りたいというふうに考えておるところでございます。 それと、１点、大きな図面をご用意させていただいております。当日は、合併協の委員さんを初め両町の歴代の三役さん、また議長さん、各種団体の長の皆様方にもご案内を差し上げてご出席を、全員ではございませんが、いただける現在出欠をとってございます。そういう形で約二百二、三十名の出席になろうかと思っておりますので、事前に席の表をお配りしておきますので、ひとつご確認をいただきたいというふうに思います。これは、あくまでも本日時点でございますので、これからまだ明日、あさってと２日ございますので、変更になる可能性もございますけれども、現時点ではこういう形で配置をさせていただきたいというふうに思いますので、先ほどの調印式が一部変更になりますこととあわせてよろしくお願い申し上げたいというところでございます。 以上です。 どうもありがとうございました。 ただいま事務局からお願いしましたように、１１日の合併協定調印式には合併協議会の委員の皆さん、そして新町建設計画小委員会の委員の皆様、全部できましたらひとつお繰り合わせの上、ご出席をいただきますよう特にお願いを申し上げたいと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立（会長）	最後に、会長からひとつ閉会のあいさつをお願いいたします。 それでは、失礼をいたします。お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。 本日は、日程の都合上、午後７時ということで会議をさせていただきました。委員の皆さん方におかれましては、出にくい中をご出席をいただきまして、そして遅くまでご審議をいただきありがとうございました。また、新町建設計画小委員会委員の皆さん方におかれまして、ご同席をいただきました。 本日、ご報告を申し上げましたように、ようやくにいたしまして新町建設計画が県協議で認められまして、いよいよ今月中に廃置分合の議会承認を得て、申請の運びとなるわけであります。合併協議会も法定協議会につきましては、本日が最終ということになるわけですが、今お認めをいただきましたように、引き続き合併協議会は存続をさせ、事務局もあわせて存続をさせて、今後の合併準備に当たるといことにいたしておりますので、今後とものご理解とご協力をお願いを申し上げたいと、このように思います。これまでの真摯で精力的なご審議を賜りましたことに対し、大変感謝とお礼を申し上げる次第であります。 最後に、議長さんからもお話がありましたように、３月１１日、調印式、知事さんに来ていただけたということになったことに対しましては、私どもにとりまして、大変光栄なことだと、このように存じておるわけであります。ご繁忙の中だとは思いますが、どうぞお繰り合わせの上、ご出席を賜りますように、心からお願いを申し上げます。 本日は本当にありがとうございました。